

お知らせ掲示板

くらし

6月は市県民税第1期の納期

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申し込みいただくか、インターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、スマホ・タブレット端末を利用して、インターネットでクレジットカードによる納付も可能です。



(納税課 ☎328-2204)

令和2年度(2020年度)個人市・県民税(個人住民税)の納税通知書を6月上旬に送付します

【課税の対象となる方】令和2年(2020年)1月1日現在、市内に住む方で、令和元年(2019年)中の所得などの状況から課税される方。区内に「家屋敷」または「個人事業用の事務所・店舗等」を有する方で、その区内に住所がない方

※令和2年(2020年)1月2日以降に転入された方は、令和2年度(2020年度)分までは転入前の市区町村で課税されます。

※令和2年(2020年)1月2日以降に亡くなった方も、令和2年度(2020

年度)分までは課税されるため、相続人代表者へ送付します。
※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税額」とは「個人市・県民税額」のことです。
☎市民税課(☎328-2181)

市県民税等の確定申告期限を延長しています

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民税・県民税申告書および所得税等の確定申告書の提出期限を延長しています。

3月17日(火)以降に提出されたものについては、今回送付する納税通知書に間に合わない場合があります。

この場合、課税または税額が変更となる方には7月以降に税額決定(変更)通知書を送付します。

(市民税課 ☎328-2181)

金婚夫婦表彰の受付を行います

【期】昭和45年1月1日～12月31日に婚姻を届け、夫婦とも存命の方【申】6月1日～7月10日にはがきで①夫婦の氏名(ふりがな)②年齢③婚姻年月日④住所⑤電話番号を記入して〒860-8601高齢福祉課金婚夫婦表彰係へ

【熊日金婚夫婦表彰】

【期】9月1日(火)午前10時～【場】市民会館シアーズホーム夢ホール
(高齢福祉課 ☎328-2963)

第51回九州芸術祭文学賞作品(小説)募集

【応募作品】小説1編(未発表作品)

【地区選考】九州を11地区に分け、地区優秀作各1編、次席各1編を選ぶ

【最終選考】11地区の優秀作11編の中から最優秀作1編を選ぶ(選考委員は五木 寛之、村田 喜代子、又吉 栄喜、)

【文藝界】編集長)

【賞金など】最優秀作には賞金30万円と「青木秀賞」(賞金20万円)を進呈し、『文藝界』に掲載

【対】九州(沖縄を含む)在住者【申】8月31日(必着)までに郵送または持参で〒860-8601文化政策課へ ※市外在住者は応募方法が異なります。詳しくは、市ホームページへ。

(文化政策課 ☎328-2039)

水道料金などの支払いには口座振替が便利です

支払いに手間がかからず、便利な口座振替を利用ください。支払い忘れや二重支払い防止になります。申込書が必要なときは郵送します。またインターネットでの申し込みも可能です。

詳しくは、料金課お客さまセンター(☎381-1118)へ。



合併処理浄化槽へ転換しましょう

単独処理浄化槽やくみ取り便所からは生活雑排水(風呂や台所などの排水)が未処理のまま放流されています。水質保全のためにも、合併処理浄化槽へ転換しましょう。転換による設置補助については、市ホームページまたは電話で浄化対策課へ。(下水道処理区域では下水道に接続してください。)

(浄化対策課 ☎328-2366)

大雨に備えて空き家の管理を

適正に管理されていない空き家は周辺の生活環境にさまざまな悪影響を及ぼします。空き家の管理は所有者・管理者の責任です。大雨に備えて空き家の点検を行い、定期的に管理をしましょう。

【点検】雨漏りしないよう、屋根、壁などの状態を確認しましょう。

【管理】カビ対策として換気と掃除を行いましょう。

(空家対策課 ☎328-2514)

雨水貯留タンクで節水!防災!

【因】雨水を溜めることのできる雨水貯留タンクを設置すると、溜まった水を洗車や花の水やり、断水時のトイレの洗浄水等に利用することができます。補助制度を利用して雨水貯留タンクを設置しませんか【補助内容】設置にかかる費用の2分の1(上限3万5千円)【対】自宅に雨水貯留タンク(合計200リットル以上)を設置する方【申】電話で区役所総務企画課または水保全課へ

(水保全課 ☎328-2436)



マイナンバー通知カードを廃止しました

デジタル手続法の一部施行に伴い、通知カードを廃止しました。

現在利用の通知カードについて

- ・通知カードの交付および再交付は行いません。
- ・氏名、住所等に変更が生じた際は、記載事項の変更は行いません。

今後のマイナンバーの通知について

- ・マイナンバーの通知は個人番号通知書を送付します。(マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行日等が記載された書面)
- ・個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。(マイナンバーを証明する書類としては、マイナンバーカードの提示・住民票の写し等の提出が必要となります。)

(地域政策課 ☎328-2067)

パブリックコメント結果公表

熊本市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(素案)

担当課 都市整備景観課都市デザイン室(☎328-2538)

閲覧期間 6月1日(月)～30日(火)

閲覧場所 担当課、情報公開窓口、区役所(中央区を除く)、市ホームページなど

ブロック塀等の撤去費用を補助します

災害時に避難路となる道路に面しているブロック塀等で、安全対策の必要がある場合の撤去費用を補助します。もしもの時の備えに活用ください。

対象となるブロック塀等の条件

- 以下のすべてに該当するものが対象となります。
 - 1. 道路※1または避難地※2に面したブロック塀等※3
 - 2. 道路または避難地からの高さが80cm以上かつブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
 - 3. 市の専門家調査または申請者自身の点検表による確認で不適合があり、安全性が確認できないもの。(様式あり)
- ※1 道路(避難路、建築基準法第42条の道路、通学路等)
※2 避難地(避難所の存する敷地、都市公園法に基づく都市公園、本市が管理する公園など)
※3 ブロック塀等(コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀、その他これらに類すると認められるもの)

対象工事・補助額

【対象工事】対象となるブロック塀等を全撤去する工事または、道路、避難地からの高さを40cm以下にする工事

※市の交付決定前に契約や撤去工事着手した場合は、補助の対象外。

【補助額】①～③のいずれか低い額の2/3。

- ①30万円、②ブロック塀等の長さ(延べ長さ)に18,000円/mを乗じて得た額、③撤去工事に要する費用(見積金額)(消費税除く)

申込 6月1日～9月30日に、郵送で〒860-8601住宅政策課建築物安全推進班へ

申込書類など詳しくは、市ホームページへ。

(住宅政策課建築物安全推進班 ☎328-2449)



日=日時 期=期日、期間 時=時間 場=場所 内=内容 題=演題 師=講師 出=出演 対=対象 定=定員 費=費用 持=持参物 申=申込 問=問合わせ先

広告

60歳を過ぎたら

シルバー人材センターへ

登録会員募集中!

働きながら、仲間と一緒に楽しみませんか



公益社団法人 熊本市シルバー人材センター
熊本市南区平成1-10-8 熊本市健康センター平成分室2階

お問合せはこちら ☎096-322-3300

詳しくはホームページにて掲載中 熊本市シルバー人材センター 検索